

JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表 (2025年4月1日改定)

2025年4月1日掲載

■JP BANK カード iD特約 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>第2条 iD会員</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当行はiD会員(一体型)に対しては、iD一体型カードを発行し、貸与します。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) iD媒体は、iDの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD媒体が廃止又は変更される場合、当行は、当該iD媒体を利用しているiD会員に対し、当行が適当と認める方法で告知又は公表するものとし、iD会員が所定の期間内に異議を述べない限り、当行は他のiD媒体を代わりに発行するものとし、当該iD会員は代替りのiD媒体の発行に同意したものとみなします。</p>	<p>第2条 iD会員</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 当行はiD会員(一体型)に対しては、iD一体型カードを発行し、貸与します。<u>ただし、2025年7月2日以降は、同日より前に第1項の申込みをしたとしても、iD一体型カードを発行しません。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) iD媒体は、iDの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD媒体が廃止又は変更される場合、当行は、当該iD媒体を利用しているiD会員に対し、当行が適当と認める方法で告知又は公表するものとし、<u>iD会員が求める場合又は</u>iD会員が所定の期間内に異議を述べない<u>場合には</u>、当行は他のiD媒体を代わりに発行する<u>ことができる</u>ものとし、<u>その場合</u>、当該iD会員は代替りのiD媒体の発行に同意したものとみなします。</p>
<p>第12条 有効期限</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員として認める場合には、新たにiD一体型カードを送付又はiD会員情報を通知します。ただし、届出住所あてに当行が送付した郵便物等が不着となった場合等当該届出住所あてに郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>第12条 有効期限</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きiD会員として認める場合には、新たにiD一体型カードを送付又はiD会員情報を通知します。ただし、届出住所あてに当行が送付した郵便物等が不着となった場合等当該届出住所あてに郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。<u>また、2025年7月2日以降は、iD一体型カードを送付しません。</u></p> <p>(3)・(4) (同左)</p>
<p>第14条 iD一体型カードの再発行</p> <p>当行は、iD一体型カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、iD一体型カードを再発行します。この場合、iD会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第14条 iD一体型カードの再発行</p> <p>当行は、iD一体型カードの紛失・盗難の場合には、iD会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、iD一体型カードを再発行します。この場合、iD会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。<u>ただし、2025年7月2日以降は、同日より前に届けを提出したとしても、iD一体型カードを再発行しません。</u></p>
(新設)	<p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>この改正規定は2025年4月1日から実施します。</u></p>

■JP BANKカード ETC特約 (下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>第1条 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の<u>支払い</u>のために止まることなく通行できるシステムとします。</p> <p>(3) 「ETCカード」とは、<u>道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される、通行料金支払のために</u>車載器を動作させる機能を有する専用ICカードとします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>第1条 定義</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の<u>支払</u>のために止まることなく通行できるシステムとします。</p> <p>(3) 「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する専用ICカードとします。</p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>第2条 ETCカードの貸与と取扱い</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・質入れしてはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ又は使用のために占有を移転させてはなりません。</p>	<p>第2条 ETCカードの貸与と取扱い</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 会員は、ETCカードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETCカードを他人に貸与・譲渡・質入<u>・</u>寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETCカードを他人に使用させ又は使用のために占有を移転させてはなりません。</p>
<p>第4条 利用代金の支払い</p> <p>(1) 会員は、前条により負担する通行料金に係る債務を、会員規定に基づき、当行が会員に発行するクレジットカード(以下「決済用カード」とい</p>	<p>第4条 利用代金の支払い</p> <p>(1) 会員は、前条により負担する通行料金<u>等</u>に係る債務を、会員規定に基づき、当行が会員に発行するクレジットカード(以下「決済用カード」とい</p>

J P B A N K V I S Aカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
(2025年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>す。)の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>います。)の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第7条 ETCカードの偽造、盗難、紛失等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員は、ETCカードが紛失・盗難等にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。</p> <p>(3) 当行はETCカードが第三者によって取得される等当行が認識した事由に起因して不正利用の可能性があるかと判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第7条 ETCカードの偽造、盗難、紛失等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 会員は、ETCカードが紛失・盗難等にあった場合、速やかに その旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。</p> <p>(3) 当行はETCカードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正利用の可能性があるかと判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第8条 会員保障制度</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 会員が第4項の義務を怠った場合</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第8条 会員保障制度</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 会員が次項の義務を怠った場合</p> <p>⑤～⑧ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>第9条 年会費</p> <p>会員は、当行に対して所定のETC年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費は、当行の責に帰す事由により退会又は会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。</p>	<p>第9条 ETCカード年会費</p> <p>会員は、当行に対して所定のETCカード年会費を支払うものとします。なお、ETCカード年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われたETCカード年会費は、当行の責に帰す事由により退会又は会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。</p>
<p>第11条 ETCカードの再発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度（以下「登録型割引制度」といいます。）を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第11条 ETCカードの再発行</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度（以下「登録型割引制度」といいます。）を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当行は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条 免責</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第13条 免責</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 会員は、当行及び道路事業者等の定める所定の条件を充足した場合には、ETCカードを第3条第1項の利用目的以外の用途に利用（以下「多目的利用」といいます。）することができる場合があります。この場合において、会員は、会員規定、この特約及び多目的利用のサービスを提供する事業者が定める利用規定等に従ってETCカードを利用するものとします。当行は、事由の如何を問わず、多目的利用のサービスに関しては一切の責任を負わず、当該サービスに関して生じる一切の紛議（ETCシステムや車載器に係るものも含まれます。）についても責任を負わないものとします。</p>
<p>第17条 会員規定の適用</p> <p>ETCカードには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。</p>	<p>第17条 会員規定の適用</p> <p>ETCカードには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。</p> <p>ETCシステム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</p> <p>ETCシステム利用規程 https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p>ETCシステム利用規程実施細則 https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</p>

以上